

2021 年 12 月 20 日

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘 殿

仙台市青葉区上杉 1-14-15
株式会社グラン・スポール
代表取締役社長 笹氣健治



回 答 書

2021 年 12 月 10 日付（ネットとうほく 2020（検）第 14 号—3）でご照会いただいた件につきまして、以下の通りご回答申し上げます。

1. 【照会事項 1】に対するご回答

（1）休会制度の内容について

ご入会時にお客様にお渡しする資料、および、当社の HP に、次のように記載してご案内しております。

休会を希望される場合は、会社所定の書面により各月末日までに所属店舗フロントでの手続きが必要となります。所定の手続き完了後、翌月 1 日より 1 カ月単位で最大 3 カ月間(1 年間に合計 3 カ月まで)の休会ができます。休会中は休会月会費 1,100 円が毎月かかります。
※当月申請で当月休会はできません。当月の休会は前月末日までに手続きを完了してください。

※休会月の会費はいったん引き落としとなり、その分はご利用再開月の会費に充当となります。

※休会期間終了日と同日の退会はできません。退会のご利用を再開してから 1 ヶ月以上経過してからとなります。

※休会期間終了のお知らせはいたしません。手続き内容の通りに会費の引き落としが再開となります。

※お電話でのお手続きはお受けいたしかねます。

（２）休会制度が顧客にとってどのようなメリットがあるかについて

顧客が自己都合により施設の利用を一時的に中断したい場合、休会する、もしくは、退会して再入会する、というふたつの選択肢があります。

退会して再入会する方法を選択する場合、翌月末日での退会となり、再度入会手続きをしなければならない手間と再入会費用がかかります。

一方、休会を選択する場合、翌月初日から休会できて、再度入会手続きをする手間と再入会費用が不要となります。この２点が休会制度のメリットとなります。

（３）休会中の退会手続きを認めない（一旦復帰を求める）制度とした理由について

前回の回答の中で「休会期間満了後に必ず復帰していただく前提」と説明したのはあくまでも前提となる考え方でありまして、実際の運用においては、休会期間中に「やっぱり退会に変更したい」となった場合、休会を取り消した上で、休会手続きをした日の月末にさかのぼって翌月末で退会するといった対応をしております。

なお、休会制度は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において会員様の要望によって昨年 2020 年 8 月に設けた新たな制度であり、既存の退会要件との整合性を考慮して制度化したものでありますので、改善の余地があればぜひとも具体的にご指摘いただければ幸いです。

２．【照会事項２】に対するご回答

（１）当社の責めに帰すべき事由による場合で当社の判断によって会費の割り戻しをしない場合があるかどうかについて

当社の責に帰すべき事由による休業の場合は、100%会費の割り戻しをします。当社の責めに帰すべき事由によらない休業の場合には、社会通念によって割り戻すかどうかを判断するという意味です。

（２）「社会通念」として何を基準として判断するのかについて

社会通念とは、同業他社の動向を見て、顧問弁護士と相談して判断する予定です。

(おわりに)

当社の会員規約は、国内のスポーツクラブ業界の他社の規約を参考にしながらアップデートを重ねて参りました。

もっと明確に説明する必要がある点については、ご指摘いただく通りに文章を修正して参りたいと思いますので、ぜひご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上